

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	取引規制府令
上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令	議決権代理行使勧誘府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	取引規制府令第 23 条第 1 号ホについて、本改正では、近年、事例として多数公表されている大株主等が保有する株式をその発行会社が設定する信託を通じて買付けを行い、その直後に立会内市場において時間を掛けて売付けていく仕組みを想定されているか。また、他に想定されているサービス及び仕組みはあるか。なお、条文案を拝見して、株式報酬制度に関する仕組みは本改正の対象外と認識している。	ご理解のとおり、発行会社（上場会社）が信託を設定し、信託（受託者）が大株主等から発行会社株式を立会外取引の方法により取得した上で立会内市場において売却する事例を念頭に置いた改正となりますが、取引規制府令第 23 条第 1 号ホに規定する「上場等株券等の売付け」には市場外での売却も含まれる等、当該事例に本改正の対象が限定されるものではありません。
2	取引規制府令第 23 条第 1 号ホについて、「公表した日の翌日から起算して一営業日が経過する日までの間、当該方法による当該上場等株券の買付け等を行わないこと」という規定において、買付けを行わない期間を設ける背景・理由はその情報を株価が織り込む時間や投資家・株主への周知期間の確保という理解でよいか。	基本的にはご理解のとおりであり、取引規制府令第 23 条第 1 号ホの要件は、他の株主の売却機会を確保するとともに、上場等株券等の売付け等の決定の公表による株価への影響を当該上場等株券等の買付け等の価格に反映させることを目的としております。
3	取引規制府令第 40 条第 4 項について、本改正は、特定組合等を脱退する組合員が複数いる場合において、当該組合員の清算に係る株券の数量がいずれも単元未満である限り、合算の結果、当該特定組合等の売付けが単元数量以上となっても、当該特定組合等は、議決権保有割合にかかわらず、金商法 165 条の 2 の報告書を提出する必要がないものと理解してよいか。	ご理解のとおりです。
4	議決権代理行使勧誘府令第 44 条の改正案について、議決権行使書面の記載事項について電子提供措置をとっていない場合（現状そのような上場会社が大多数と認識しています）には、株主全員に「議決権行使書面が交付されている」ことが提出免除の要件になると理解していますが、株主が多い上場会社においては、実際に株主全員が交付を受けたかどうかの確認は困難で	株主名簿に記載し、又は記録した株主の住所にあてて議決権行使書面を発すれば、基本的には議決権代理行使勧誘府令第 44 条の改正案における「議決権行使書面が交付されている場合」に該当するものと考えられます（会社法第 126 条参照。）。

<p>あり、結局のところ、実務上は、保守的に財務局長への書類の提出を行わざるを得ないことが想定されます。この提出免除規定を活かすためにも、議決権行使書面の交付自体を、要件から外すことや、議決権行使書面の「交付」に代えて議決権行使書面の「発送」を要件にすることを検討いただきたく存じます。</p>	
---	--